

地雷問題に関する多国間条約を通じた取組

令和7年1月

軍縮会議日本政府代表部

1 地雷問題の現状

※数値等は条約公式HP、Landmine Monitor等に依拠

- **2023年における、地雷や不発弾による被害者数は少なくとも5,757人。**
- 11か国(中国、キューバ、インド、イラン、ミャンマー、北朝鮮、パキスタン、韓国、ロシア、シンガポール、ベトナム)が対人地雷の生産継続(米国は、2022年6月に対人地雷の生産中止を宣言)。
- 対人地雷は依然として使用されている(アフガニスタン、コロンビア、インド、ミャンマー、ナイジェリア、パキスタン等)。
- 対人地雷禁止条約の下で、これまでに5,500万個以上の地雷を廃棄済み。また、2023年には280平方キロメートル以上の地雷原を除去。
- ロシアはウクライナにおいて、地雷の使用だけでなく、地雷を軍事目標ではないものに対しても設置しているとの報道がある。(他方、ウクライナも、自国内でロシアに対し地雷を使用しているとNGO(ヒューマン・ライツ・ウォッチ)から指摘を受けている。)

2 地雷に関する国際条約

- **特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)改正議定書(AP)Ⅱ**: 議定書Ⅱを96年に改正、98年発効。**2025年1月現在、締約国は106。**
一定の地雷、ブービートラップ(食物、玩具等外見上無害な物の中に爆発物等を仕掛けたもの。)及び他の類似の装置の使用禁止又は制限する条約。露、中国、印、パキスタン等の対人地雷生産国及び米も締約国。
※2024年11月12日 改訂議定書Ⅱ締約国会議(於:ジュネーブ)(議長は、テオレ南ア軍縮代次席)
- **対人地雷禁止条約**: 1999年発効。2025年1月現在、締約国・地域(パレスチナ)は164。
対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止。一方、対人地雷生産国である露、中国、印、パキスタン等11か国及び米国も未加入。
※2024年11月25日～29日 第5回検討会議(於:シエムリアップ・カンボジア): リートゥーイ議長(カンボジア上級大臣)の下、条約の実施状況(備蓄地雷の廃棄、地雷除去、被害者支援、国際協力支援、条約遵守等)、条約普遍化活動、第7条報告書に基づく情報共有等に関して議論が行われた。また、今後5年間のシエムリアップ・アンコール行動計画及び同政治宣言が採択された。

3 日本の取組

【ODAを通じた支援】

- 2023年度は20か国・地域において、対人地雷除去、地雷回避教育等のプロジェクトに対し、合計**約6,700万米ドルの支援を実施**。地雷対策分野で日本は世界の主要ドナーである(2021年のドナー国としては、第1位米国、第2位ドイツ、第3位日本)

【三角協力を通じた能力支援】

- JICAは、長年の協力パートナーであるカンボジアとともに、多くの国に対する能力支援事業を推進。また、ウクライナにおいて地雷・不発弾の除去及び人材育成を中心とする支援を実施している。

【マルチの場での我が国の取組】

- 2021年12月、小笠原軍縮代大使(当時)がCCW APⅡ議長として、即席爆発物装置(IED)宣言のアップデート作業を行った。(締約国会議でコンセンサス採択。)
- 2022年、我が国は対人地雷禁止条約下に設置される協力・支援強化委員会の委員長を務めた。
- 2024年の第5回運用検討会議で、2025年に開催される**第22回締約国会議議長に我が国(市川軍縮代大使)が就任し、議長優先テーマとして①国家の主体性及び能力開発支援の強化、②地雷対策における先進・新興技術の応用、③WPSアジェンダとのシナジーの強化、④普遍化に取り組んでいる。**